

表 6-2 騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

（注）（区域の区分） a：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
b：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
c：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
（時間の区分）一般地域に係る環境基準と同様

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
7 5 デシベル以下	7 0 デシベル以下

表 6-3 騒音規制法に定める特定工場等から発生する騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

（注）（区域の区分）第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。（都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域。）
第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。（都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域。）
第 3 種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。（都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域および準工業地域）
第 4 種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。（都市計画法に基づく工業地域。）
（時間の区分）朝：午前 6 時から午前 8 時まで、昼間：午前 8 時から午後 7 時まで
夕：午後 7 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
（そ の 他）第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。